

# ライディングスポーツカップ SUGO MINI+MOTO

## チャレンジシリーズ ー東北ロードミニ選手権ー

競技会の名称

・2024 ライディングスポーツカップ SUGO MINI+MOTO チャレンジシリーズ ー東北ロードミニ選手権ー

### ライディングスポーツカップ SUGO MINI+MOTO チャレンジシリーズ ー東北ロードミニ選手権ー 開催予定一覧

Rd	Rd.1	Rd.2	Rd.3	Rd.4(3時間耐久併催)
日程	5月12日(日)	7月14日(日)	9月15日(日)	11月17日(日)
出場申込期間	4月21日(日)~5月5日(日)	6月23日(日)~7月7日(日)	8月25日(日)~9月8日(日)	10月27日(日)~11月10日(日)

クラス名	車両	開催日程				周回数
		Rd.1	Rd.2	Rd.3	耐久	
<b>MINIBIKE CLASS</b>						
SP	2st 単気筒 50cc未満 4st 単気筒 100cc未満		○	○	○	15 ※1
IMPORT MINI	4st 単気筒 125cc未満		○	○	○	
HRC GROM CUP アドバンス	HRC GROM	○	○	○		15 ※2
HRC GROM CUP ルーキー	HRC GROM	○	○	○		
NSF100 HRCTロフイー	NSF100 HRCTロフイー		○	○	○	15
<b>ROAD RACE CLASS</b>						
RD エキスパート	4st 150cc~399cc 2st 125cc~249cc	○	○	○		15 ※3
RD ルーキー	気筒数制限無し	○	○	○		
<b>MOTARD CLASS</b>						
M1	4st 290cc~ 2st 175cc~	○	○	○		15 ※4
M2	4st 175cc~250cc 2st 100cc~125cc	○	○	○		

混走：参加台数の都合上、同時走行可能と判断されるクラスを混走にて運営する場合がある。

※1：SP/IMPORT MINI は、混走にて開催する。

※2：HRC GROM CUP アドバンス/ルーキー は、混走にて開催する。

※3：RDエキスパート/RDLルーキーは、混走にて開催する。

※4：M1/M2は、混走にて開催する。

# 特別規則書

公示

## 第 1 章 競技規則

### 第1条 主催者

SUGO スポーツクラブ(SSC)

〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生 6-1

TEL : 0224-83-3127 FAX : 0224-83-3697

### 第2条 開催場所

スポーツランド SUGO 国際西コース(984.0m)

### 第3条 後援

RIDING SPORT

### 第4条 開催日程・出場申し込み期間

本資料初頭に、開催予定一覧として掲載する。

### 第5条 開催種目・周回数

本資料初頭に、開催予定一覧として掲載する。

### 第6条 大会役員

大会役員は公式通知に示す。

### 第7条 参加資格

大会参加者（ライダーのみならず、ピットクルー、補助員などで参加する者も含む）は、サーキット走行・レース参加における危険性や、事故の際の補償の限度について、また、本特別規則書の内容について、十分に理解をした上で大会に参加すること。

大会参加者は、家族（既婚者はその配偶者、未婚者は親権者または親族）の了承のもと、参加すること。

大会参加者は、大会期間中、期間外に関わらず、法令、社会通念や、公序良俗に反すること無く、施設利用時のマナーを守り、他者の迷惑にならぬよう行動すること。

#### 1)ライダー

(1)レース当日に有効な、ライディングスポーツメンバーズ（以下、RSM）に加入している者。

(2)ライダーは当該大会参加受付時に、当該ライセンスを提示しなければならない。提示できない者は当該大会の参加資格を失う。

(3)未成年（満 18 歳未満の者）は、未成年者の競技参加承諾書（専用書式に実印捺印と印鑑証明原本添付）を、レース当日までに提出すること。

(4)未成年（満 18 歳未満の者）は、レース当日の保護者もしくは、保護者に承諾を得たチーム監督、ピットクルー等の同伴を必要とする。

#### 2)ピットクルー

(1)レース当日に有効な、RSM に加入している者であることが望ましい。

(2)ピットクルーは、ライダー 1 名につき、最低 1 名、4 名まで認められる。

(3)RSM 未加入の者で、ライダーの補助などのために同伴をする者は、ピットクルーとしての登録は出来るが、ピットレーン・サインエリア・グリッドに入ることは出来ない。

## 第8条 出場申し込み

### 1)申し込み方法

- ①ホームページ上、エントリーページからのオンラインエントリー。
- ②エントリー用紙を記入し、郵便振替にて出場料を支払い、エントリー用紙に支払い明細書を添付の上、郵便にてエントリー用紙を指定の宛先へ送信する。
- ③エントリー用紙を記入し、現金で出場料を添付の上、現金書留にて指定の宛先へ送信する。
- ④エントリー用紙を記入、SUGO 西コース事務局窓口へ持参し、出場料を支払いの上、提出する。

2)各大会の出場申し込み期間は、本資料初頭に示す。

## 第9条 出場料

1)出場料は、ライダーの SSCM ライセンス保有状況に応じて定める。

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| (1)SSCM 2C 会員以上の場合 | : 10,000 円 (税込み) |
| (2)SSCM 非会員の場合     | : 12,000 円 (税込み) |

2)ダブルエントリーの場合、エントリー代の総額から 3,000 円を割引する。3 種目以上にエントリーする場合も同様とする。

## 第10条 受付の制限

各大会の運営若しくは、タイムスケジュールの都合上、参加受付を制限する場合がある。

(本条が適用される場合、優先順位は出場申し込みの早かった者を優先とする。)

## 第11条 参加の受理

- 1)出場申し込み者に対して、締切後、大会事務局から参加受理又は参加拒否が通知される。
- 2)いったん受理された出場料は下記 3)の場合を除き、返却されない。公式予選を通過しなかった者も同様とする。
- 3)大会が取りやめになった場合、また参加申請が拒否された場合のみ出場料が返却される。  
(本項が適用される場合、事務手数料として 2,000 円が差し引かれる。なお、申込者が必要な手続きを怠った場合は、返却されない。)

## 第12条 クレデンシャルカード

- 1)出場申し込みが受理された参加者には、登録されたライダー、ピットクルー等のクレデンシャルカードが主催者より送付される。
- 2)各エントラントは、クレデンシャルカードを容易に目視確認の出来る位置に装着し、係員より提示の指示があった場合は、必ず提示しなければならない。(提示出来ない者は施設への入退場や、各競技会への参加を認めない。)
- 3)クレデンシャルカードの不正を行った場合、不正を行った者の所属、関係にあるライダーに罰則が課せられる。
- 4)クレデンシャルカードの再発行を希望する場合、理由に関わらず、再発行料は5,000円とする。

## 第13条 出場受付

- 1) 出場受付の時間及び場所は、公式通知に示す。
- 2) 定められた時間内に、必ず本人又は参加者が、本条 4) に記載の必要物を提示、提出して出場資格の確認を受けなければならない。
- 3) 出場資格の確認の出来ない者は、競技会への出場を認められない。
- 4) 出場受付の必要物は、下記とする。
  - ① 参加受理書
  - ② RSM ライセンス
  - ③ 車両仕様書
  - ④ 大会参加誓約書及び自動計測用発信機借用誓約書・親権者誓約書(未成年)
  - ⑤ エントラントプロフィール(任意)※必要物は、主催者の指定によって追加、免除される場合がある。

#### **第14条 ライダーの変更**

登録されたライダーの変更は認めない。

#### **第15条 出場車両並びにマーキング部品の変更**

原則として、参加受理後の車両変更は認めない。但し、車両の破損など、止むを得ない事情があると認められた場合のみ、選手受付時に行う。希望する者は、申請書を大会事務局に提出すること。

#### **第16条 参加者の順守事項**

大会参加者は、大会期間中、期間外に関わらず、法令、社会通念や、公序良俗に反すること無く、施設利用時のマナーを守り、他者の迷惑にならぬように行動すること。また、特に次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 特別競技規則、競技管理上のあらゆる規定および、競技役員の指示に従うこと。
- 2) 飲酒運転をしないこと。
- 3) ピットロード、パドックで火気を使用しないこと。
- 4) 喫煙は、所定の場所で行うこと。
- 5) 常にスポーツマンとしての態度を保ち、下品な言葉や言動は厳に慎むこと。
- 6) 走行中は、他のライダーの走行を妨害するような走り方をしないこと。

#### **第17条 ライダーの装備**

各クラス出場ライダーに必要な装備を下記に定める。それぞれの装備は、必要に応じて、車検時や、車検以外の随時確認がなされ、規則に適合しないもの、破損しているもの、破損の懸念があり期待した防護効果を満たさないとみられるものについては、使用する事ができない。

##### **1) ロード・ミニバイククラス**

ヘルメット

- (1) PSC マークの貼り付けのある物で、SNELL・ECE・JIS のうちいずれかの規格を取得している、オンロード用フルフェイスタイプのヘルメットを使用すること。

レーシングスーツ

- (1) 皮革もしくは、同等の強度を持つ素材で、レーシングスーツとして販売・提供されている製品を使用すること。

- (2)レーシングスーツは、ワンピース構造、ツーピース構造の何れでも構わない。
- (3)レーシングスーツ「左胸前部内側」または「胸部前部下前立て」に、氏名をカタカナおよび血液型をアルファベットで明記しなければならない。

#### グローブ

- (1)皮革もしくは、同等の強度を持つ素材で、レーシンググローブとして販売・提供されている製品を使用すること。
- (2)最低 50mm にわたり、レーシングスーツの袖口と重なり合う長さがなければならない。

#### ブーツ

- (1)皮革もしくは、同等の強度を持つ素材、硬質の樹脂等で形成されたものでなければならない。
- (2)最低 70mm にわたり、レーシングスーツの足首部までを覆う長さがなければならない。

#### 脊柱プロテクション

- (1)脊柱プロテクションの装着を義務付ける。
- (2)脊柱プロテクションは、モーターサイクル用で、衝撃緩衝効果のある素材であることが望ましい。

#### チェストガード

- (1)チェストガードの装着を強く推奨する。

#### ヘルメットリムーバー

- (1)ヘルメット本体に、緊急用着脱システム（SHOEI・E.Q.R.S. Arai・エマージェンシータブ OGK・PAT.P など）が装備されていない場合は、ヘルメットリムーバーの装着を義務付ける。

#### 2)モタードクラス

##### ヘルメット

- (1)PSC マークの貼り付けのある物で、SNELL・ECE・JIS のうちいずれかの規格を取得している、オンロード用もしくは、モトクロス用フルフェイスタイプのヘルメットを使用すること。

##### ゴーグル

- (1)ゴーグルを使用する場合、ガラスを用いたゴーグルの使用は一切禁止される。
- (2)ゴーグルの枠は、柔軟な素材を使用したもので、転倒による衝撃を受けた場合でも危険でないものでなくてはならない。

##### レーシングスーツ

- (1)皮革もしくは、同等の強度を持つ素材で、スーパーモト用もしくは、ロードレース用レーシングスーツとして、販売・提供されている製品を使用すること。
- (2)レーシングスーツは、ワンピース構造、ツーピース構造の何れでも構わない。
- (3)レーシングスーツ「左胸前部内側」または「胸部前部下前立て」に、氏名をカタカナおよび血液型をアルファベットで明記しなければならない。
- (4)レーシングスーツの上に皮革製以外のウェアを着用することは認められるが、体にフィットしており、容易にマシン等に巻き込まれる可能性のないものでなければならない。

## グローブ

- (1)皮革もしくは、同等の強度を持つ素材で、レーシンググローブとして販売・提供されている製品を使用すること。
- (2)最低 50mm にわたり、レーシングスーツの袖口と重なり合う長さがなければならない。

## ブーツ

- (1)皮革もしくは、同等の強度を持つ素材、硬質の樹脂等で形成されたものでなければならない。
- (2)最低 70mm にわたり、レーシングスーツの足首部までを覆う長さがなければならない。

## 脊柱プロテクション

- (1)脊柱プロテクションの装着を強く推奨する。
- (2)脊柱プロテクションは、モーターサイクル用で、衝撃緩衝効果のある素材であることが望ましい。

## チェストガード

- (1)チェストガードの装着を強く推奨する。

## 第18条 トランスポンダー(自動計測装置)の取付義務

主催者が指定したトランスポンダーを使用しなければならない。公式車検時までに、出場車両にトランスポンダーを装着する事。トランスポンダー及び取付の為のホルダーは、出場受付時に配布する。競技会終了後は、速やかに返却する事。

## 第19条 燃料

- 1)燃料は、施設内ガソリンスタンドにて販売する燃料を使用すること。
- 2)燃料を供給できる時間(ガソリンスタンドの営業時間)は、公式通知に示す。
- 3)燃料は、消防法に合致したガソリン携行缶を用いて購入、保管する事。
- 4)燃料価格は、相場により随時変動する。
- 5)供給する燃料の性状表を下表に示す。

スポーツランドSUGO 指定供給ガソリン

性状表	名称:	ENEOS ヴィーゴガソリン
	鉛含有量:	0.001(-)g/L (オレンジ)
	オクタン価:	99.5 (RON)
	密度:	0.7370 (15°C・g/m <sup>3</sup> )

## 第20条 車両検査(公式車検)

- 1)車両検査の時間は、公式通知に示されたタイムスケジュールに従って、パドック内の車両検査区域において行われる。
- 2)車両は、ライダー本人またはメカニックが、アンダーカウルを取り外した状態で車両検査区域へ持参し、取り外したアンダーカウルも持参する事。
- 3)ライダーは、車両仕様書を提出し、本条 5)に示す装備品一式の検査を受けなければならない。
- 4)車両検査を受けない、或いは、車両検査において、規則違反または安全上出場が不相当と判断された車両は、当該競技会において、公式予選を含むいっさいの走行を拒否される。

5)ライダーが競技中に着用しなければならない装備で、車両検査において、車検委員によって点検を受ける物は次の通りである。

- ①ヘルメット
- ②レーシングスーツ
- ③グローブ
- ④ブーツ

※車両検査で点検を受けた物と異なる物(車両、装備)を競技に使用した場合、罰則が科せられる。(失格を含む)

## 第21条 ブリーフィング

- 1)ブリーフィングが行われる場合は、ライダー本人が必ず出席しなければならない。
- 2)ブリーフィングに出席がない場合は、罰則が課される場合がある
- 3)ブリーフィングの時間、開催場所は、公式通知に示す。

## 第22条 ピットレーンの走行・ゲート(ピットイン及びピットアウト)

- 1)ピット走行レーンは、ピットアウトの為に走行する車両・ライダーよりも、ピットインの為に走行する車両・ライダーを優先とする。
- 2)ピットレーンは徐行にて通行するものとする。
- 3)合流時、ピットアウトしてコースに合流、復帰しようとする車両・ライダーよりも、コース上を走行している車両・ライダーを優先とする。合流、復帰する車両・ライダーは、2コーナーアウト側の合流レーンより、前後方の安全を十分に確認し、コースを走行している車両の妨げにならないようにする事。

## 第23条 公式予選

スプリントレース

- 1)公式予選の義務周回数は定めない。予選方式は計時予選とする。
- 2)公式予選出走台数は、最大 40 台とする。
- 3)公式予選開始時は、コースインゲートを通り、コースインしなければならない。
- 4)公式予選終了後のコースアウトは、車検場脇よりパドックへ退出しなければならない。
- 5)決勝レースに出場不可能となった者がいた場合は、ウェイティング(繰り上げ出場)を認める。
- 6)ウェイティングのための決勝レース出場願い書(嘆願書)の提出は、公式予選結果発表後 30 分以内に大会事務局で行うこと。
- 7)ウェイティングの資格を有する者の出走の可否は、審査委員会による正式グリッド表にて発表する。

## 第24条 出走嘆願書

- 1)公式予選の結果、決勝グリッドを得られなかった者は、出走嘆願書を提出することが出来る。
- 2)出走嘆願書の提出は、公式予選結果発表後 30 分以内に大会事務局で行うこと。
- 3)出走嘆願書を提出した者の出走の可否は、審査委員会による正式グリッド表にて発表する。
- 4)予選に出走していないライダーの出走嘆願は、原則として受け付けない。

## 第25条 決勝レース出場台数

- 1) 決勝レース出場台数は、最大 35 台とする。
- 2) 混走レースの決勝レース出場者選抜方法について、下記を定める。

①各クラスの決勝出場台数は、出場申し込み時点での台数比率により決定する。

②公式予選は、各クラス毎の順位に基づき、決勝出場者を決定する。

## 第26条 決勝スタート前チェック

- 1) 決勝スタート前チェックの時間は、公式通知に示す。
- 2) スタート前チェックを済ませた後、ライダーはマシンと共にウェイティングエリアで待機する。
- 3) レースの進行に遅れの生じた場合でも、タイムスケジュールの改定や公式通知での案内の無い限り、スタート前チェックは、予め公式通知に示した時間で行う。

## 第27条 サイティングラップ

- 1) サイティングラップが開始 3 分後にピットロード出口は閉鎖される。
- 2) サイティングラップは義務付けられない。手押しでマシンをグリッドに着ける者は、オフィシャルの指示に従って直接マシンをグリッドへ押していくこと。

## 第28条 スタートグリッドとポールポジション

- 1) ポールポジションは、進行方向右側の最前列である。
- 2) スタートグリッドは、横並びの列で 3 台ずつ整列する。台数は 25 条・1)による。

## 第29条 ウォームアップ開始まで(ウォームアップ 3 分前までの行為)

- 1) グリッド上での給油は禁止される。
- 2) サイティングラップ後、ピットロード出口閉鎖された後は、がグリッド上および、ピットでのタイヤウォーマーの使用は、余熱のみとする。

## 第30条 ウォームアップラップ

- 1) グリッド上でウォームアップラップ 1 分前のボードが掲示された段階で、マシンのエンジンをスタートさせる。
- 2) スタートオフィシャルの振動するグリーンフラッグの指示で、ライダーはスタートし、1 周走行する。
- 3) ウォームアップラップの周回数は、公式通知により変更される場合がある。

## 第31条 スタート方法

スプリントレース

- 1) 決勝レースのスタート方法はクラッチスタートとする。
- 2) スタート合図は、シグナルもしくは日章旗によって行われる。
- 3) スタート方法は天候を含む大会開催状況により、変更・省略される場合がある。(変更・省略される場合は、公式通知・ブリーフィング・場内放送などで知らせる。)
- 4) スタート方法の詳細は、公式通知、ブリーフィングで知らせる。

## 第32条 公式シグナル

- 1)ライダーは、掲示される公式シグナルを確認する義務があり、走行中、競技役員が公式シグナルを示して走行を制限した場合、直ちに従わなければならない。公式シグナルの無視に対しては、重大な罰則が科される場合がある。
- 2)フラッグに代わり、ライトを使用する場合がある。
  - (1)イエローライトの点滅：イエローフラッグと同義
  - (2)レッドライトの点滅：レッドフラッグと同義

## 第33条 競技中・走行中の注意事項

- 1)やむを得ず、コースをショートカットする場合、一旦停止し、オフィシャルの指示に従い、コース復帰すること。
- 2)ショートカット後の逆走については、ペナルティーの対象となる。
- 3)コースをショートカットした事により、当該ライダーに有利の場合は、下記を適用する。  
予選中：当該ラップタイムの抹消  
決勝中：ストップ&ゴー ペナルティー若しくはレース結果に30秒の加算
- 4)ブラックフラッグ、オレンジボール旗、ペナルティーボードの使用について
  - (1)ブラックフラッグ、オレンジボール旗は、フラッグタワーに加え、当日の走行状況に応じて、確認の容易なポストで掲示する。
    - ①ブラックフラッグと、黒地に白文字のサインボードで示された番号の競技車両は、速やかにピットインする事。
    - ②オレンジボール旗と同時に掲示された番号の競技車両は、マシンが、当該ライダーもしくは、他のライダーに危険を及ぼすような問題に見舞われており、早急にコース上から退去しなければならない状態にことを知らせるものである。
  - (2)ペナルティーボードは、コントロールライン付近で掲示される。
    - ①ピットストップによるペナルティー(ストップ&ゴー・ペナルティー)が科された場合、「STOP」の文字とゼッケンナンバーを記入したペナルティーボードがコントロールライン付近で掲示される。当該ライダーは、ピットレーンを通りつつ、オフィシャルの指示に従い、ペナルティーエリアで、指示された時間停車しなければならない。
    - ②ライドスルーによるペナルティーが科された場合、「RIDE THROUGH」の文字とゼッケンナンバーを記入したペナルティーボードがコントロールライン付近で掲示される。当該ライダーは、ピットレーンを通りなければならない。
    - ③3回目の掲示を受けた周にピットインせず、罰則を実行しない場合、当該ライダーは失格となる。
- 5)ウォームアップラップ開始3分前以降のサインエリアへの入場は、決勝レーススタート後、オフィシャルカーが1コーナーを過ぎてからとする。
- 6)プラグチョップは、危険防止及び大会運営を円滑にするため、禁止とする(スポーツ走行を含む)。

### 第34条 レースの一時停止

- 1)止むを得ない事情により、レースの続行が危険であると、競技監督に判断された場合、競技監督は、走行中の全競技車両に、レースを中断させることができる。
- 2)レース中断の指示は、コントロールタワー前フラッグタワーおよび各ポストで赤旗を掲示、またはシグナルによる赤色灯によって合図される。
- 3)ライダーは、ただちに安全な速度まで減速し、ピットへ戻らなくてはならない。

### 第35条 赤旗中断されたレースの再スタート

危険な状態が解消した場合、競技監督はレースを再開することができる。中断されたレースの周回数に応じて、再レースの取扱いを下記のように規定する。

- 1)中断されたレースの競技結果において、走行していたライダーの周回数が、2周以下の場合
  - (1)中断されたレースは無効とされ、レースは仕切り直しとなる
  - (2)出走可能な全てのライダーが出走できる。(決勝グリッドを獲得している者)
- 2)中断されたレースの競技結果において、走行していたライダーの周回数が、3周以上かつ、本来設定されている周回数の2/3未満の場合
  - (1)中断されたレースを第1ヒート、再開されたレースを第2ヒートとする。
  - (2)第1レースで、トップの周回数の75%（小数点以下切り捨て）を走行していたライダーのみ出走できる。
  - (3)レースの結果は、複数のレースの周回数を合算し、最大周回数のライダーが優勝となる。周回数が同数の場合、最終レースの結果が優先される。
- 3)中断されたレースの競技結果において、走行していたライダーの周回数が、本来設定されている周回数の2/3以上の場合
  - (1)中断時点の順位でレースを成立とする。

### 第36条 レースの終了

- 1)各レースの終了時間は、トップのライダーが定められた周回数を完了し、チェッカーフラッグを受け、ゴールインしたのち、2分を経過したのちとする。
- 2)天候やその他の理由により、周回数を減算してレースを終了する場合がある。
- 3)チェッカーフラッグを受けたライダーは、全車車検場脇よりコースアウトする。

### 第37条 レース結果、記録および得点

- 1)順位の決定は、チェッカー優先とする。
- 2)レース終了後、暫定結果の発表を行う。
- 3)正式結果は、レース終了後、遅くとも3時間以内に行う。
- 4)正式結果への抗議はできない。

### 第38条 レース終了後の車両保管と再検査

- 1)原則として1～6位の車両は、レース終了後から正式決勝結果発表まで保管される。
- 2)保管車両の分解検査が行われる場合は、当該車両のライダー若しくは登録されたピットクルーが速やかに分解しなければならない。
- 3)出場者は車両保管解除と同時に、車両を速やかに引き取らなければならない。
- 4)車両保管が解除されたのちは、車両保管対象の車両に対する保管の責任は一切負わない。

### 第39条 抗議

- 1)抗議申し立てのできる者は、当該クラスのライダーのみとする。
- 2)抗議申し立てを行う場合は、暫定結果発表から30分以内に、所定の書式を記入の上、大会事務局に提出すること。
- 3)抗議に対する最低は、競技監督が下したものが最終決定となる。この裁定に対する抗議は認められない。
- 4)抗議保証料は1万円とし、抗議が成立した場合のみ返還される。

### 第40条 暫定表彰式

- 1)各レース終了後、暫定表彰台にて、入賞ライダーに対し、暫定表彰を行う。
- 2)暫定表彰式は、競技運営の都合上、全競技終了後に行う場合がある。

### 第41条 入賞及び賞典

- 1)各クラスの入賞ライダー人数は、公示に示す。
- 2)賞典内容、成立台数についての詳細は、各競技会の特別規定に示す。
- 3)成立台数に満たないクラスのある場合は、他クラスと統合して賞典の授与を行う場合がある。

### 第42条 医療施設の利用義務

- 1)負傷したライダーは、SUGO 救護室での診断を受け、事故報告書の記入をすることを義務とする。
- 2)事故報告書の記入の無い場合は、スポーツ安全保険の適用から除外される。
- 3)スポーツランド SUGO の応需病院について  
医療法人 浄仁会 大泉記念病院  
宮城県白石市福岡深谷字一本松 5-1  
TEL : 0224-22-2111

### 第43条 主催者の権限

主催者は、本条で示す項目についての権限を有するものとする。

- 1)出場申し込みの受理に当たって、理由を示すことなく、選択した参加者の参加を受理、あるいは拒否をすることが出来る。
- 2)チーム名他、登録される名称やその他の事項が公序良俗に反する場合、公式プログラム・結果表への記載の拒否、変更を命じることが出来る。
- 3)競技監督が必要と認めた場合、参加者に対し、指定医師による必要な診断書の提出を要求し、健康上の理由による、競技出場の可否を判断することが出来る。
- 4)競技番号の指定、あるいはピットの割当等にあたり、各参加者の優先順位を決定することが出来る。
- 5)止むを得ない理由により、公式プログラムへ掲載の無いライダーの登録・変更を許可することが出来る。
- 6)すべての参加者、ライダー、ピット要員の肖像権及びその参加車両の音声、写真、映像などについて、報道、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可出来る。
- 7)公序良俗に反する言動がある参加者に関しては、いかなる場合も参加を中止、拒否する事が出

来る。

#### **第44条 役員の実任**

1)競技役員は、その職務に最善をつくすが、仮に競技役員の実為によつて起きたエントラント、ライダー、ピットクルーおよび車両等への損害に対しても、競技役員は一切の責任を負わない。

#### **第45条 公式通知の発行**

1)本規則に記載の無い、競技運営に関する実施細則、タイムスケジュール及び参加者への指示事項は、公式通知によつて示す。

2)公式通知は、出場申し込み締切り後に発表され、下記(1)～(3)の手段で通知される。

(1)開催日の前日までに参加者に送付される。

(2)開催期間中にインフォメーションボードに掲示される。

(3)ホームページ・参加者がアクセス可能な指定の web サイトへアップロードされる。

※上記(1)～(3)は事情により実施されない場合がある。

※特別スポーツ走行の走行時間及び走行料金は、公式通知に示す。

#### **第46条 本規則の解釈**

本規則及び本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者は文書によつて質疑申し立てが出来る。質疑に対する回答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通知される。

#### **第47条 本規則の施行**

本規則は、スポーツランド SUGO において、本規則によつて定められるすべての競技会に適用されるもので、各競技会の出場申し込み受付開始と同時に有効となる。

## 第2章 技術仕様

### 付則1 ライディングスポーツカップ SUGO MINI+MOTO

#### チャレンジシリーズ 一東北ロードミニ選手権一 基本仕様

#### 第1条 フレームの定義

- 1)フレームとは、エンジンが取り付けられている部分を中心にステアリング取り付け部分とリアサスペンションの取り付け部を含む構造全体をいう。
- 2)シートを取り付けるためのサブフレームは、フレーム本体に溶接されている場合はフレームと見なし、ボルトオン（脱着可能）のものはフレームと見なさない。

#### 第2条 スプロケットガード

- 1)チェーンとスプロケットの間に、身体の一部が誤って挟まれることのないように、フロントおよびリアスプロケットガードを取り付けなくてはならない。

#### 第3条 キャブレター/フュエルインジェクション

- 1)吸気方式は、市販時の状態を維持していること。

#### 第4条 エキゾーストパイプ

- 1)エキゾーストパイプ先端を含む鋭利な部分は、エンドカバーのあるなしにかかわらず丸みを帯びさせていなければならない。エキゾーストパイプ先端を含む鋭利な部分の丸みを帯びさせるとは、エキゾーストパイプ先端の板厚が2mm以上、その角度は0.5R以上とする。板厚を確保するために複数の板の溶接構造としても良い。
- 2)排気ガスは後方に排出しなければならないが、埃を立てたり、タイヤやブレーキを汚したり、他のライダーに迷惑をかけるような放出方法であってはならない。

#### 第5条 ハンドルバー

- 1)ハンドルバーの先端が露出している場合は、固形物質を詰めるか、ゴムでカバーされていなければならない。
- 2)フェアリングがある場合、ハンドルバーがどの位置にあってもフロントホイールがフェアリングに接触してはならない。
- 3)ライダーの指が挟まれないようにするために、ハンドルを左右いっぱいにも切ってもハンドルバー（レバーを含む）と燃料タンクの間には間隔がなくてはならない。
- 4)ステアリングダンパーの装着を認めるが、3)を満たす為のストッパーとして機能してはならない。
- 5)レバーガード、ハンドプロテクターの装着を認める。

#### 第6条 コントロールレバー

- 1)すべてのハンドルバー、レバー（クラッチ、ブレーキなど）は、原則として先端がボール状となっていなくてはならない。このボールの上下の面は平らでも良いが、どのような場合においても先端は丸められていなくてはならない。

#### 第7条 スロットルグリップ

- 1)スロットルグリップは、手で握っていない時に自動的に閉じるものでなくてはならない。

## 第8条 フットレスト

- 1)フットレストは折りたたみ式でも良いが、この場合は自動的に元の位置に戻る仕組みになっていなくてはならない。
- 2)フットレストが折りたたみ式でない場合、およびゴムのカバーを装着していない場合は、その先端を最低半径 8mm 以上の球状に丸められていなくてはならない。
- 3)オフロードタイプのステップにおいては、危険防止のため、フットレスト先端の円められている部分の範囲において、ステップの山の先端の R は 1mm 以上とし、厚みは 1mm 以上とする。

## 第9条 ブレーキ

- 1)すべてのモーターサイクルは最低 2 つの効果的なブレーキ（各ホイールにひとつ）がなくてはならない。

## 第10条 ボディワーク（フェアリング・ウィンドスクリーン・フェンダー）

- 1)ウィンドスクリーンエッジ、また、その他のすべてのフェアリングの露出した部分のエッジは丸められていなければならない。
- 2)シートまたはその後方にあるすべての物の幅は、450mm を超えてはならない。（エキゾーストパイプは例外とする。）
- 3)フェアリングの前端はフロントタイヤの前端から垂直に引かれた線より前には出てはならない。

## 第11条 ホイール、リム、およびタイヤ

- 1)メーカーが出荷した一体構造ホイール（キャスト、モールド、リベット）または従来の着脱式リムに対して、スポーク、バルブまたは安全ボルト以外へはいかなる改造も禁止される。
- 2)タイヤは、メーカーより定められた走行方向（ローテーション）以外での使用を禁止する。
- 3)タイヤへの追加工（ハンドカット等）は禁止される。
- 4)付則 2 に規定のない場合、タイヤは自由選択とする。ただし、自車のスピードレンジに合ったタイヤを使用すること。

## 第12条 ナンバープレート

- 1)ナンバープレートは、1枚をフロントに、2枚をモーターサイクルの両側に装着する。
- 2)サイドナンバーを、シートフェアリング両側に2枚装着することが困難な場合、シートフェアリング上面に、数字の上部をライダーの方向に向けた状態でのナンバーを1枚のみ装着することを認める。
- 3)2)を適用する場合、アンダーカウルの左右両面にサポートナンバーを付けなければならない。サポートナンバーの貼り付け位置は、アンダーカウル内で、前後タイヤの上端を結ぶ線の下部内とし、アンダーカウル後端部を推奨位置とする。
- 4)数字の字体は、判読が容易な単純な自体を使用すること。影付き文字などは認められない。
- 5)ナンバープレートの地色及び数字の色は指定しない。但し、ナンバープレートの地色は単色でなければならず、地色と数字の色は、判読の容易な色の組み合わせを使用すること。また、蛍光色と、金、銀、銅色など、金属光沢のある色は使用できない。

### 第13条 燃料タンクおよびオイルタンク

- 1)4 ストローク車両は、オイルブリーザーラインを、エアクリーナーボックスまたは十分な量のオイルキャッチタンク、あるいはその両方に連結するものとし、ブローバイガスは、これに排出される構造となっていること。
- 2)キャブレター車の場合、キャブレターのエアイベントホース及び、ドレンホースは、十分な量のガソリンキャッチタンクに接続され、オーバーフローしたガソリンは、これに排出される構造となっていること。
- 3)エアクリーナーボックス、オイルキャッチタンク、ガソリンキャッチタンクは、競技前に空にしなければならない。

### 第14条 オイルドレーンボルトおよび供給パイプ

- 1)すべてのドレーンプラグは確実に固定され、ワイヤーロックされている事が望ましい。
- 2)オイルドレーンボルトは、アフターマーケット品に交換することが認められるが、いかなる加工方法で栓がされている場合でも、ドレーンボルト頭部から末端まで、貫通穴の加工のされている製品は使用してはならない。(オイル排出の為のバルブ構造を有している製品や、油温計サーミスタ装着の為の加工がされている製品など)

### 第15条 冷却水

- 1)水冷エンジンの冷却水は、不凍液成分を含まないレーシングクーラント、水道水への交換が推奨されるが、ラジエーターおよびラジエーターホース、リザーブタンク、ラジエーターキャップ他、冷却水システムが市販車両の状態で維持されている場合のみ、市販されているクーラントの使用を認める。

### 第16条 灯火類、警告装置及び速度計

- 1)灯火類は、転倒時の飛散防止の為、テーピングによる処理を施すか、取り外さなければならない。
- 2)メーカー出荷時に装着してある保安部品のうち、センタースタンド、サイドスタンド、バックミラー、補助ステップ、ウインカー類、荷台、その他、競技役員より取り外しの指示のあったものは、取り外さなければならない。

### 第17条 キルスイッチ

- 1)エンジンおよびその他すべての電気部品を停止することのできる、効果的なイグニッションキルスイッチが取付られていなければならない。

### 第18条 使用出来ない部品

- 1)フレーム、フロントフォーク、ハンドルバー、スイングアーム・スイングアーム・スピンドル、およびホイール・スピンドルの構造にチタニウム合金を使用することは禁止される。
- 2)ホイール・スピンドルの構造に、軽合金を使用することは禁止される。

### 第19条 例外に関する事項

- 1)本規則書に記載の事項に対して、明確に違反しない場合でも、車検員及びオフィシャルによって、出走が不適当であると判断された場合は、その判断の根拠となった事象が是正されない限りは、出走を認めない。
- 2)機種や仕様、技量に応じて、クラス規定外の車両の出走を認める場合がある。

## 付則 2 ライディングスポーツカップ SUGO MINI+MOTO

チャレンジシリーズ ー東北ロードミニ選手権ー 参考車両仕様

### 付則 2-1 SP 車両仕様

#### 第1条 出場車両

1)2 ストローク 52cc 未満・4 ストローク 100cc 未満の車両。

#### 第2条 改造の制限範囲

##### 1)エンジン

- (1)シリンダーヘッドは、メーカー純正品を使用する事。
- (2)スパークプラグは、シリンダーヘッドに無加工で装着が可能な場合のみ、変更を認める。
- (3)4 ストローク車両において、純正キャブレター使用車両に限り、ハイカムの使用を認める。  
但し、ロッカーアーム、カムホルダー等、他のヘッド周辺のパーツに対して無加工で装着が可能である事。
- (4)4 ストローク車両において、バルブタイミング調整の為の最小限の長穴加工を認める。
- (5)シリンダーは、メーカー純正品を使用する事。
- (6)4 ストローク車両のピストンは、メーカー純正品を使用する事。
- (7)2 ストローク車両のピストンは、メーカー純正品及び、アフターマーケット品への交換、変更を認める。
- (8)2 ストローク車両のピストンは、メーカー純正品の寸法に対して、0.75mm オーバーサイズまで使用を認める。また、ピストンの変更に伴うシリンダーボア径の拡大と、最低限のポート修正を認める。
- (9)(8)に係る場合を除き、シリンダー、シリンダーヘッド、ピストンの加工は、バリ取り等の最低限の加工のみ認める。
- (10)2 ストローク車両のピストンリングにおいて、セカンドリングおよびセカンドリングのエキスパンダリングは撤去を認める。
- (11)クランクケース及びクランクケースカバーは、メーカー純正品を使用する事。
- (12)クランクケースベアリングの固定処理を認める。
- (13)クラッチスプリング、クラッチディスク、クラッチボスの変更を認める。但しディスク枚数は市販時の状態未満にはならない。
- (14)2 ストローク車両において、リードバルブは、メーカー純正品の使用を基本とし、バルブ部のみ、メーカー純正品及び、アフターマーケット品への交換、変更を認める。
- (15)2 ストローク車両において、エンジンを混合ガソリン仕様に変更した場合の、オイルポンプの撤去及び、撤去後の閉塞処理を認める。
- (16)キックスターター及び関連部品は、撤去及び、撤去後の閉塞処理を認める。
- (17)水冷エンジンのラジエーターは、変更を認める。

##### 2)吸気関連

- (1)キャブレター及び、インテークマニホールドは、変更を認める。
- (2)キャブレター本体のベンチュリー径を、2 ストローク車両は 20φ以下、4 ストローク車両

は 24φ以下と制限する。この制限に合致しない車両がこの制限を満たそうとする場合、金属製の板状で、厚さ 3mm 程度の物を挟み込む、又は、リストラクター・スリーブを使用するなどの方法で、ベンチュリー径を制限しても構わない。但し、ベンチュリー部の加工は禁止する。

- (3)キャブレターのジェット類、ニードル、スロットルバルブは、変更を認める。
- (4)エアクリーナーボックスは、変更、撤去、改造を認める。
- (5)エアクリーナーエレメントは、変更、撤去、改造を認める。
- (6)エアファンネルは、キャブレター本体に無加工で装着が可能な場合のみ、装着を認める。
- (7)インテークチャンバーは、撤去及び、撤去後の閉塞処理を認める。
- (8)過給機の使用は、ラム圧に限り認める。

### 3)排気関連

- (1)マフラー・チャンバーは、変更を認める。但し、有効なサイレンサーが装着され、アフターマーケットのサイレンサーは、ステーを用いてフレームまたはサブフレームに固定されている事。

### 4)ホイール・タイヤ

- (1)ホイールは、メーカー純正品を使用する事。
- (2)ホイールカラーは、変更を認める。
- (3)ホイールベアリングのダストシールは、撤去を認める。
- (4)スピードメーターギヤは、撤去を認める。
- (5)エアバルブは、変更を認める。

### 5)ブレーキ

- (1)マスターシリンダーは、メーカー純正品を使用する事。
- (2)ブレーキパッドは、変更を認める。
- (3)ブレーキレバーは、変更を認める。
- (4)ブレーキホース、バンジョーボルトは、変更を認める。
- (5)ブレーキディスクローターは、変更を認める。

### 6)車体、フレーム

- (1)フレームは、メーカー純正品を使用する事。
- (2)スイングアームは、メーカー純正品を使用する事。
- (3)フレーム、スイングアームは、加工を認めない。但し、ハンドルストッパーの修正、不必要なステーのカットや、フレームの強度に影響しない範囲での溶接によるクラック補修は認める。
- (4)ガソリタンクは、メーカー純正品を使用すること。
- (5)給油口、フュエルコックは、変更を認める。
- (6)ステップ、ステップペダル、ステップホルダー、リンク類は、変更を認める。
- (7)ハンドルバーは、変更を認める。
- (8)トップブリッチは、変更を認める。
- (9)ステムベアリングは、変更を認める。

(10)カウリング、シート、フェンダーは、変更を認める。

(11)メーター類は、撤去を認める。

#### 7)サスペンション

(1)スタビライザーは、装着を認める。

(2)フロントサスペンションのアウトターチューブ及びインナーチューブは、メーカー純正品を使用するか、メーカー純正品より廉価な同形状のアフターマーケット品への交換、変更を認める。

(3)(2)に該当しないフロントサスペンションのパーツは、変更を認める。

(4)リアサスペンションは、変更を認める。

#### 8)電装

(1)CDI・ECUは、交換、変更を認める。

(2)リミッターカット、サブコンピュータは、追加を認める。

(3)ワイヤハーネスは、交換、変更を認める。

(4)(3)に伴い、機能を失う電装品は、撤去を認める。

(5)バッテリーは、変更、撤去を認める。

(6)プラグキャップは、変更を認める。

(7)プラグコードは、変更を認める。

(8)イグニッションコイルは、メーカー純正品を使用すること。

#### 9)解釈

(1)1)から8)に記載のない事項について、一切の改造を認めない。

### 第3条 パーツの互換性

1)同一型式の車両においては、パーツの互換性を認める。

2)同一型式のエンジンにおいては、吸排気関連も含めて、パーツの互換性を認める。

## 付則 2-2 IMPORT MINI 車両仕様

### 第1条 出場車両

1)4 ストローク 125cc のミッション車で、ホイールサイズが 17 インチの Fi 車両。

### 第2条 改造の制限範囲

#### 1)エンジン

- (1)シリンダーヘッドは、メーカー純正品を使用する事。
- (2)スパークプラグは、シリンダーヘッドに無加工で装着が可能な場合のみ、変更を認める。
- (3)シリンダーは、メーカー純正品を使用する事。
- (4)ピストンは、メーカー純正品を使用する事。
- (5)シリンダー、シリンダーヘッド、ピストンの加工は、バリ取り等の最低限の加工のみ認める。
- (6)クランクケース及びクランクケースカバーは、メーカー純正品を使用する事。
- (7)クランクケースベアリングの固定処理を認める。
- (8)クラッチスプリング、クラッチディスク、クラッチボスの変更を認める。但しディスク枚数は市販時の状態未満になってはならない。
- (9)水冷エンジンのラジエーターは、変更を認める。

#### 2)吸気関連

- (1)エアクリーナーボックスは、変更、撤去、改造を認める。
- (2)エアクリーナーエレメントは、変更、撤去、改造を認める。
- (3)市販車両の状態で開催されている場合のみ、ラム圧加給の使用を認める。

#### 3)排気関連

- (1)マフラーは、変更を認める。但し、有効なサイレンサーが装着され、アフターマーケットのサイレンサーは、ステーを用いてフレームまたはサブフレームに固定されている事。

#### 4)ホイール・タイヤ

- (1)ホイールは、メーカー純正品を使用する事。
- (2)ホイールカラーは、変更を認める。
- (3)ホイールベアリングのダストシールは、撤去を認める。
- (4)スピードメーターギヤは、撤去を認める。
- (5)エアバルブは、変更を認める。

#### 5)ブレーキ

- (1)マスターシリンダーは、メーカー純正品を使用する事。
- (2)ブレーキパッドは、変更を認める。
- (3)ブレーキレバーは、変更を認める。
- (4)ブレーキホース、バンジョーボルトは、変更を認める。
- (5)ブレーキディスクローターは、変更を認める。

## 6)車体、フレーム

- (1)フレームは、メーカー純正品を使用する事。
- (2)スイングアームは、メーカー純正品を使用する事。
- (3)フレーム、スイングアームは、加工を認めない。但し、ハンドルストッパーの修正、不必要なステーのカットや、フレームの強度に影響しない範囲での溶接によるクラック補修は認める。
- (4)ガソリンタンクは、メーカー純正品を使用すること。
- (5)給油口、フュエルコックは、変更を認める。
- (6)ステップ、ステップペダル、ステップホルダー、リンク類は、変更を認める。
- (7)ハンドルバーは、変更を認める。
- (8)トップブリッチは、変更を認める。
- (9)ステムベアリングは、変更を認める。
- (10)カウリング、シート、フェンダーは、変更を認める。
- (11)メーター類は、撤去を認める。

## 7)サスペンション

- (1)スタビライザーは、装着を認める。
- (2)フロントサスペンションのアウトターチューブ及びインナーチューブは、メーカー純正品を使用するか、メーカー純正品より廉価な同形状のアフターマーケット品への交換、変更を認める。
- (3)(2)に該当しないフロントサスペンションのパーツは、変更を認める。
- (4)リアサスペンションは、変更を認める。

## 8)電装

- (1)CDI・ECUは、交換、変更を認める。
- (2)リミッターカット、サブコンピュータは、追加を認める。
- (3)ワイヤハーネスは、交換、変更を認める。
- (4)(3)に伴い、機能を失う電装品は、撤去を認める。
- (5)バッテリーは、変更を認める。
- (6)プラグキャップは、変更を認める。
- (7)プラグコードは、変更を認める。
- (8)イグニッションコイルは、メーカー純正品を使用すること。

## 9)解釈

- (1)1)から8)に記載のない事項について、一切の改造を認めない。

## 第3条 パーツの互換性

- 1)同一型式の車両においては、パーツの互換性を認める。
- 2)同一型式のエンジンにおいては、吸排気関連も含めて、パーツの互換性を認める。

付則 2-3 HRC GROM CUP アドバンスクラス/ルーキークラス 車両仕様

**第1条 出場車両**

1)HRC GROM

**第2条 車両規則**

1)HRC より発行される、HRC GROM Cup 車両規定に準ずる。

<https://www.honda.co.jp/HRC/event/hrcgromcup/>

付則 2-4 NSF100 HRC トロフィー 車両仕様

**第1条 出場車両**

1)NSF100 HRC トロフィー仕様車

**第2条 車両規則**

1)HRC より発行される、NSF100 HRC トロフィー車両規定に準ずる。

<https://www.honda.co.jp/HRC/event/nsf100hrctrophy/>

付則 2-5 RD エキスパート/RD ルーキー 車両仕様

**第1条 出場車両**

1)2 ストローク 125cc～250cc 未満もしくは、4 ストローク 150 cc～400 cc未満の、一般生産型モーターサイクル。

**第2条 改造の制限範囲**

1)エンジン

(1)シリンダーヘッドは、メーカー純正品を使用する事。

(2)スパークプラグは、シリンダーヘッドに無加工で装着が可能な場合のみ、変更を認める。

(3)シリンダーは、メーカー純正品を使用する事。

(4)4 ストローク車両のピストンは、メーカー純正品を使用する事。

(5)2 ストローク車両のピストンは、メーカー純正品及び、アフターマーケット品への交換、変更を認める。

(6)2 ストローク車両のピストンは、メーカー純正品の寸法に対して、0.75mm オーバーサイズまで使用を認める。また、ピストンの変更に伴うシリンダーボア径の拡大と、最低限のポート修正を認める。

(7)(6)に係る場合を除き、シリンダー、シリンダーヘッド、ピストンの加工は、バリ取り等の最低限の加工のみ認める。

(8)2 ストローク車両のピストンリングにおいて、セカンドリングおよびセカンドリングのエキスパンダリングは撤去を認める。

(9)クランクケース及びクランクケースカバーは、メーカー純正品を使用する事。

(10)クランクケースベアリングの固定処理を認める。

(11)クラッチスプリング、クラッチディスク、クラッチボスの変更を認める。但しディスク枚数は市販時の状態未満にはならない。

(12)2 ストローク車両において、リードバルブは、メーカー純正品の使用を基本とし、バルブ

部のみ、メーカー純正品及び、アフターマーケット品への交換、変更を認める。

(13)2 ストローク車両において、エンジンを混合ガソリン仕様に変更した場合の、オイルポンプの撤去及び、撤去後の閉塞処理を認める。

(14)キックスターター及び関連部品は、撤去及び、撤去後の閉塞処理を認める。

(15)水冷エンジンのラジエーターは、変更を認める。

## 2)吸気関連

(1)キャブレター及び、インテークマニホールドは、変更を認める。

(2)キャブレターのジェット類、ニードル、スロットルバルブは、変更を認める。

(3)エアクリーナーボックスは、変更、撤去、改造を認める。

(4)エアクリーナーエレメントは、変更、撤去、改造を認める。

(5)エアファンネルは、キャブレター本体に無加工で装着が可能な場合のみ、装着を認める。

(6)インテークチャンバーは、撤去及び、撤去後の閉塞処理を認める。

(7)市販車両の状態で開催されている場合のみ、ラム圧加給の使用を認める。

## 3)排気関連

(1)マフラー・チャンバーは、変更を認める。但し、有効なサイレンサーが装着され、アフターマーケットのサイレンサーは、ステーを用いてフレームまたはサブフレームに固定されている事。

## 4)ホイール・タイヤ

(1)ホイールは、メーカー純正品を使用する事。

(2)ホイールカラーは、変更を認める。

(3)ホイールベアリングのダストシールは、撤去を認める。

(4)スピードメーターギヤは、撤去を認める。

(5)エアバルブは、変更を認める。

## 5)ブレーキ

(1)マスターシリンダーは、変更を認める。

(2)ブレーキキャリパーは、変更を認める。

(3)ブレーキパッドは、変更を認める。

(4)ブレーキレバーは、変更を認める。

(5)ブレーキホース、バンジョーボルトは、変更を認める。

(6)ブレーキディスクローターは、変更を認める。

## 6)車体、フレーム

(1)フレームは、メーカー純正品を使用する事。

(2)スイングアームは、メーカー純正品を使用する事。

(3)フレーム、スイングアームは、加工を認めない。但し、ハンドルストッパーの修正、不必要なステーのカットや、フレームの強度に影響しない範囲での溶接によるクラック補修は認める。

(4)ガソリンタンクは、メーカー純正品を使用すること。

(5)給油口、フュエルコックは、変更を認める。

- (6)ステップ、ステップペダル、ステップホルダー、リンク類は、変更を認める。
- (7)ハンドルバーは、変更を認める。
- (8)トップブリッチは、変更を認める。
- (9)ステムベアリングは、変更を認める。
- (10)カウリング、シート、フェンダーは、変更を認める。
- (11)メーター類は、撤去を認める。

#### 7)サスペンション

- (1)スタビライザーは、装着を認める。
- (2)フロントサスペンションのアウトナーチューブ及びインナーチューブは、メーカー純正品を使用するか、メーカー純正品より廉価な同形状のアフターマーケット品への交換、変更を認める。
- (3)(2)に該当しないフロントサスペンションのパーツは、変更を認める。
- (4)リアサスペンションは、変更を認める。

#### 8)電装

- (1)CDI・ECUは、交換、変更を認める。
- (2)リミッターカット、サブコンピュータは、追加を認める。
- (3)ワイヤハーネスは、交換、変更を認める。
- (4)(3)に伴い、機能を失う電装品は、撤去を認める。
- (5)バッテリーは、変更、撤去を認める。
- (6)プラグキャップは、変更を認める。
- (7)プラグコードは、変更を認める。
- (8)イグニッションコイルは、メーカー純正品を使用すること。

#### 9)解釈

- (1)1)から8)に記載のない事項について、一切の改造を認めない。

### 第3条 パーツの互換性

- 1)同一型式の車両においては、パーツの互換性を認める。
- 2)同一型式のエンジンにおいては、吸排気関連も含めて、パーツの互換性を認める。

## 付則 2-6 M1 車両仕様

### 第1条 出場車両

- 1)2ストローク 175 cc以上・4ストローク 290cc以上の車両で、ホイールサイズが16インチ以上17インチ以下の、モトクロスサーベース車両もしくは、一般生産型モーターサイクル。

### 第2条 改造の制限範囲

#### 1)エンジン

- (1)シリンダーヘッドは、交換、変更を認める。
- (2)スパークプラグは、変更を認める。
- (3)シリンダーは、交換、変更を認める。
- (4)ピストンは、交換、変更を認める。
- (5)2ストローク車両のピストンリングにおいて、セカンドリングおよびセカンドリングのエキスパンダリングは撤去を認める。
- (6)クランクケース及びクランクケースカバーは、メーカー純正品を使用する事。
- (7)クランクケースベアリングの固定処理を認める。
- (8)クラッチは、変更を認める。
- (9)(8)において、BTL(バックトルクリミッター機構)の追加、削除を含む構造変更を認める。
- (10)2ストローク車両において、リードバルブは、交換、変更を認める。
- (11)2ストローク車両において、エンジンを混合ガソリン仕様に変更した場合の、オイルポンプの撤去及び、撤去後の閉塞処理を認める。
- (12)始動装置において、キックスターター及び関連部品は、変更を認めるが、セルスターター、キックスターターの何れかは機能しなくてはならない。
- (13)水冷エンジンのラジエーターは、変更を認める。

#### 2)吸気関連

- (1)キャブレター及び、インテークマニホールドは、変更を認める。
- (2)キャブレターのジェット類、ニードル、スロットルバルブは、変更を認める。
- (3)エアクリーナーボックスは、変更、撤去、改造を認める。
- (4)エアクリーナーエレメントは、変更、撤去、改造を認める。
- (5)エアファンネルは、キャブレター本体に無加工で装着が可能な場合のみ、装着を認める。
- (6)インテークチャンバーは、撤去及び、撤去後の閉塞処理を認める。

#### 3)排気関連

- (1)マフラー・チャンバーは、変更を認める。但し、有効なサイレンサーが装着され、アフターマーケットのサイレンサーは、ステーを用いてフレームまたはサブフレームに固定されている事。

#### 4)ホイール・タイヤ

- (1)ホイールは、変更を認める。
- (2)ホイールカラーは、変更を認める。
- (3)ホイールベアリングのダストシールは、撤去を認める。
- (4)スピードメーターギヤは、撤去を認める。
- (5)エアバルブは、変更を認める。

#### 5)ブレーキ

- (1)マスターシリンダーは、変更を認める。
- (2)ブレーキパッドは、変更を認める。
- (3)ブレーキレバーは、変更を認める。
- (4)ブレーキホース、バンジョーボルトは、変更を認める。
- (5)ブレーキディスクローターは、変更を認める。

#### 6)車体、フレーム

- (1)フレームは、メーカー純正品を使用する事。
- (2)スイングアームは、メーカー純正品を使用する事。
- (3)フレーム、スイングアームは、加工を認めない。但し、ハンドルストッパーの修正、不必要なステーのカットや、フレームの強度に影響しない範囲での溶接によるクラック補修は認める。
- (4)ガソリタンクは、メーカー純正品を使用すること。
- (5)給油口、フュエルコックは、変更を認める。
- (6)ステップ、ステップペダル、ステップホルダー、リンク類は、変更を認める。
- (7)ハンドルバーは、変更を認める。
- (8)トップブリッチは、変更を認める。
- (9)ステムベアリングは、変更を認める。
- (10)カウリング、シート、フェンダーは、変更を認める。
- (11)メーター類は、撤去を認める。

#### 7)サスペンション

- (1)スタビライザーは、装着を認める。
- (2)フロントサスペンションのアウトアーチューブ及びインナーチューブは、メーカー純正品を使用するか、メーカー純正品より廉価な同形状のアフターマーケット品への交換、変更を認める。
- (3)(2)に該当しないフロントサスペンションのパーツは、変更を認める。
- (4)リアサスペンションは、変更を認める。
- (5)ホールショットデバイスは、追加、変更を認める。

#### 8)電装

- (1)CDI・ECUは、交換、変更を認める。
- (2)リミッターカット、サブコンピュータは、追加を認める。
- (3)ワイヤハーネスは、交換、変更を認める。

(4)(3)に伴い、機能を失う電装品は、撤去を認める。

(5)バッテリーは、変更、撤去を認める。

(6)プラグキャップは、変更を認める。

(7)プラグコードは、変更を認める。

(8)イグニッションコイルは、メーカー純正品を使用すること。

(9)ローター(マグネト)による、イナークシャフトの変更は、許可される。

#### 9)解釈

(1)1)から 8)に記載のない事項について、一切の改造を認めない。

### **第3条 パーツの互換性**

1)同一型式の車両においては、パーツの互換性を認める。

2)同一型式のエンジンにおいては、吸排気関連も含めて、パーツの互換性を認める。

## 付則 2-7 M2 車両仕様

### 第1条 出場車両

1)2ストローク 100cc～125cc・4ストローク 175cc～250ccの車両で、ホイールサイズが16インチ以上17インチ以下の、モトクロッサーベース車両もしくは、一般生産型モーターサイクル。

### 第2条 改造の制限範囲

#### 1)エンジン

- (1)シリンダーヘッドは、交換、変更を認める。
- (2)スパークプラグは、変更を認める。
- (3)シリンダーは、交換、変更を認める。
- (4)ピストンは、交換、変更を認める。
- (5)2ストローク車両のピストンリングにおいて、セカンドリングおよびセカンドリングのエキスパンダリングは撤去を認める。
- (6)クランクケース及びクランクケースカバーは、メーカー純正品を使用する事。
- (7)クランクケースベアリングの固定処理を認める。
- (8)クラッチは、変更を認める。
- (9)(8)において、BTL(バックトルクリミッター機構)の追加、削除を含む構造変更を認める。
- (10)2ストローク車両において、リードバルブは、交換、変更を認める。
- (11)2ストローク車両において、エンジンを混合ガソリン仕様に変更した場合の、オイルポンプの撤去及び、撤去後の閉塞処理を認める。
- (12)始動装置において、キックスターター及び関連部品は、変更を認めるが、セルスターター、キックスターターの何れかは機能しなくてはならない。
- (13)水冷エンジンのラジエーターは、変更を認める。

#### 2)吸気関連

- (1)キャブレター及び、インテークマニホールドは、変更を認める。
- (2)キャブレターのジェット類、ニードル、スロットルバルブは、変更を認める。
- (3)エアクリーナーボックスは、変更、撤去、改造を認める。
- (4)エアクリーナーエレメントは、変更、撤去、改造を認める。
- (5)エアファンネルは、キャブレター本体に無加工で装着が可能な場合のみ、装着を認める。
- (6)インテークチャンバーは、撤去及び、撤去後の閉塞処理を認める。

#### 3)排気関連

- (1)マフラー・チャンバーは、変更を認める。但し、有効なサイレンサーが装着され、アフターマーケットのサイレンサーは、ステーを用いてフレームまたはサブフレームに固定されている事。

#### 4)ホイール・タイヤ

- (1)ホイールは、変更を認める。
- (2)ホイールカラーは、変更を認める。
- (3)ホイールベアリングのダストシールは、撤去を認める。
- (4)スピードメーターギヤは、撤去を認める。
- (5)エアバルブは、変更を認める。

#### 5)ブレーキ

- (1)マスターシリンダーは、変更を認める。
- (2)ブレーキパッドは、変更を認める。
- (3)ブレーキレバーは、変更を認める。
- (4)ブレーキホース、バンジョーボルトは、変更を認める。
- (5)ブレーキディスクローターは、変更を認める。

#### 6)車体、フレーム

- (1)フレームは、メーカー純正品を使用する事。
- (2)スイングアームは、メーカー純正品を使用する事。
- (3)フレーム、スイングアームは、加工を認めない。但し、ハンドルストッパーの修正、不必要なステーのカットや、フレームの強度に影響しない範囲での溶接によるクラック補修は認める。
- (4)ガソリタンクは、メーカー純正品を使用すること。
- (5)給油口、フュエルコックは、変更を認める。
- (6)ステップ、ステップペダル、ステップホルダー、リンク類は、変更を認める。
- (7)ハンドルバーは、変更を認める。
- (8)トップブリッチは、変更を認める。
- (9)ステムベアリングは、変更を認める。
- (10)カウリング、シート、フェンダーは、変更を認める。
- (11)メーター類は、撤去を認める。

#### 7)サスペンション

- (1)スタビライザーは、装着を認める。
- (2)フロントサスペンションのアウトアーチューブ及びインナーチューブは、メーカー純正品を使用するか、メーカー純正品より廉価な同形状のアフターマーケット品への交換、変更を認める。
- (3)(2)に該当しないフロントサスペンションのパーツは、変更を認める。
- (4)リアサスペンションは、変更を認める。
- (5)ホールショットデバイスは、追加、変更を認める。

#### 8)電装

- (1)CDI・ECUは、交換、変更を認める。
- (2)リミッターカット、サブコンピュータは、追加を認める。
- (3)ワイヤハーネスは、交換、変更を認める。

(4)(3)に伴い、機能を失う電装品は、撤去を認める。

(5)バッテリーは、変更、撤去を認める。

(6)プラグキャップは、変更を認める。

(7)プラグコードは、変更を認める。

(8)イグニッションコイルは、メーカー純正品を使用すること。

(9)ローター(マグネト)による、イナードシャーの変更は、許可される。

#### 9)解釈

(1)1)から 8)に記載のない事項について、一切の改造を認めない。

### **第3条 パーツの互換性**

1)同一型式の車両においては、パーツの互換性を認める。

2)同一型式のエンジンにおいては、吸排気関連も含めて、パーツの互換性を認める。